・建設業に係る建設工事（鋼構造物工事）について、土木工学（農林土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
ａ．高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程５年以上
ｂ．高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）、専門士３年以上
ｃ．大学（旧大学令による大学を含む。）、高度専門士３年以上
・建設業に係る建設工事（鋼構造物工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第７条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年５月17日国土交通省告示第746号」を参照）
・２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

②　同一の者が、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有する者を専任で配置できること。ただし、配置する技術者が産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る。）。）ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

１）単体有資格業者として申請する場合
次の㋐から㋑に掲げる要件をすべて満たす工事（平成13年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること。なお、工事の経験とは、主要構造物（放流管、扉体、戸当たり、開閉装置）の据付工事の経験があるものとする。
㋐　ダム用であること。
㋑　ゲート形式が高圧（※１）ラジアルゲートであること。
２）特定建設工事共同企業体として申請する場合　代表者は、上記１）の実績を有すること。構成員は、上記１）の実績、又は、次の㋐から㋑に掲げる要件をすべて満たす工事（平成13年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること。なお、工事の経験とは、主要構造物（扉体、戸当たり、開閉装置）の据付工事の経験があるものとする。
㋐　ダム用であること。
㋑　ゲート形式が高圧（※１）ローラゲート、又は、高圧（※１）スライドゲートであること。
※１　高圧とは、設計水深が25m以上のものをいう。

③　配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があることを証する資料を提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない配置予定技術者は競争参加資格無しとする。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

④　「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」又は「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出が競争参加資格確認申請書、技術資料、技術提案書及び参考見積書（以下「申請書等」という。）の提出期限までになされない場合は競争参加資格無しとする。また、当該要件に適合しない者を技術者として設置していることが確認された場合は本建設工事の契約を解除する。

⑤　本建設工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書等の提出期限の日から本設計業務に係る見積合わせの時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む。）を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した本建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　本案件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　上記１⑵に示す工事、業務において特定建設工事共同企業体として参加する場合、その構成員は、単体有資格業者として参加することはできない。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案書の評価に関する基準　本案件は、新丸山ダム建設事業において左岸常用洪水吐放流設備工事を行うものである。本案件は、工期内にダム本体建設工事の仮設備計画と整合し、放流設備の最適な施工方法を計画する事が必要であることから設計交渉・施工タイプを適用し、施工者の技術・経験を活用した放流設備の据付計画に関する技術提案を下記１）から２）について求める。
１）本設計業務に関する提案　：20点
２）主たる事業課題等に関する提案　：60点

⑵　技術提案書及び参考見積書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　上記３⑴⑵による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を選定するものとする。
①　上記⑴２）の技術提案の得点が高い者
②　上記⑴１）の技術提案の得点が高い者
③　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、本設計業務についての見積合わせを実施したうえで、本設計業務を契約締結すると同時に、本建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、工事価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、本設計業務の契約締結及び工事価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めにも帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　担当部局

〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

メールアドレス　cbr-keiyaku@mlit.go.jp